

手数料の見直し

事務の名称	家畜診療及び検査事務
-------	------------

< 寄生虫病の予防料 >

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
予防及び駆除	大動物		家畜共済診療点数表（B種）により算定した額に知事が定める率を乗じて得た額を加算した金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）		-
	中動物				

【備考】

改正前	改正後
1 家畜共済診療点数表とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき農林水産大臣が定めたものをいう。	1 （同左）
2 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）に基づく家畜保健衛生所の基本的事業については、徴収しない。	2 （同左）

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
予防及び駆除	家きん	件	300円以内	300円以内	-

<診察料>

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
往診料	家畜共済診療点数表に定める往診及び立会診		家畜共済診療点数表（B種）により算定した額に知事が定める率を乗じて得た額を加算した金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）		-

【備考】

改正前	改正後
1 家畜保健衛生所法に基づく家畜保健衛生所の基本的事業については、徴収しない。	1 (同左)

<検査料>

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後	改定額
みつばち腐蛆病検査	一群	70	<u>80</u>	10
その他の検査		家畜共済診療点数表（B種）により算定した額に知事が定める率を乗じて得た額を加算した金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）		-

<薬治料、注射料、処置料、手術料>

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後	改定額
家畜共済診療点数表に定める薬治 家畜共済診療点数表に定める注射 家畜共済診療点数表に定める処置 家畜共済診療点数表に定める手術		家畜共済診療点数表（B種）により算定した額に知事が定める率を乗じて得た額を加算した金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）		-

【備考（検査料、薬治料、注射料、処置料、手術料）】

改正前	改正後
1 家畜共済診療点数表に表示のない診療については、それに類似の治療、処置又は手術に準じるものとする。	1 (同左)
2 中動物の金額欄中金額の記載のない診療を特に必要とするものについては、大動物の二分の一の金額とする。	2 (同左)
3 薬価は、家畜共済診療点数表の薬価基準表により徴収するものとする。	3 (同左)
4 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき使用する予防液及び血清等は含まない。ただし、予防のために行う破傷風血清の注射料については、上記の金額の範囲内において知事が別に定める。	4 (同左)